

# プレゼンテーションの概要

- I. 米国給付建て制度の概況
  - 制度数等の推移、制度の凍結・外部委託、会計基準の動向
- II. 年金制度のガバナンス
  - 制度設定機能と制度管理運営機能の整理
- III. 制度運営(財政運営)
  - 2006年年金保護法による改正前後の財政運営
- IV. 給付設計
  - 終身年金と選択一時金問題等
- V. 支払保証制度
  - 現状と2006年年金保護法による改正

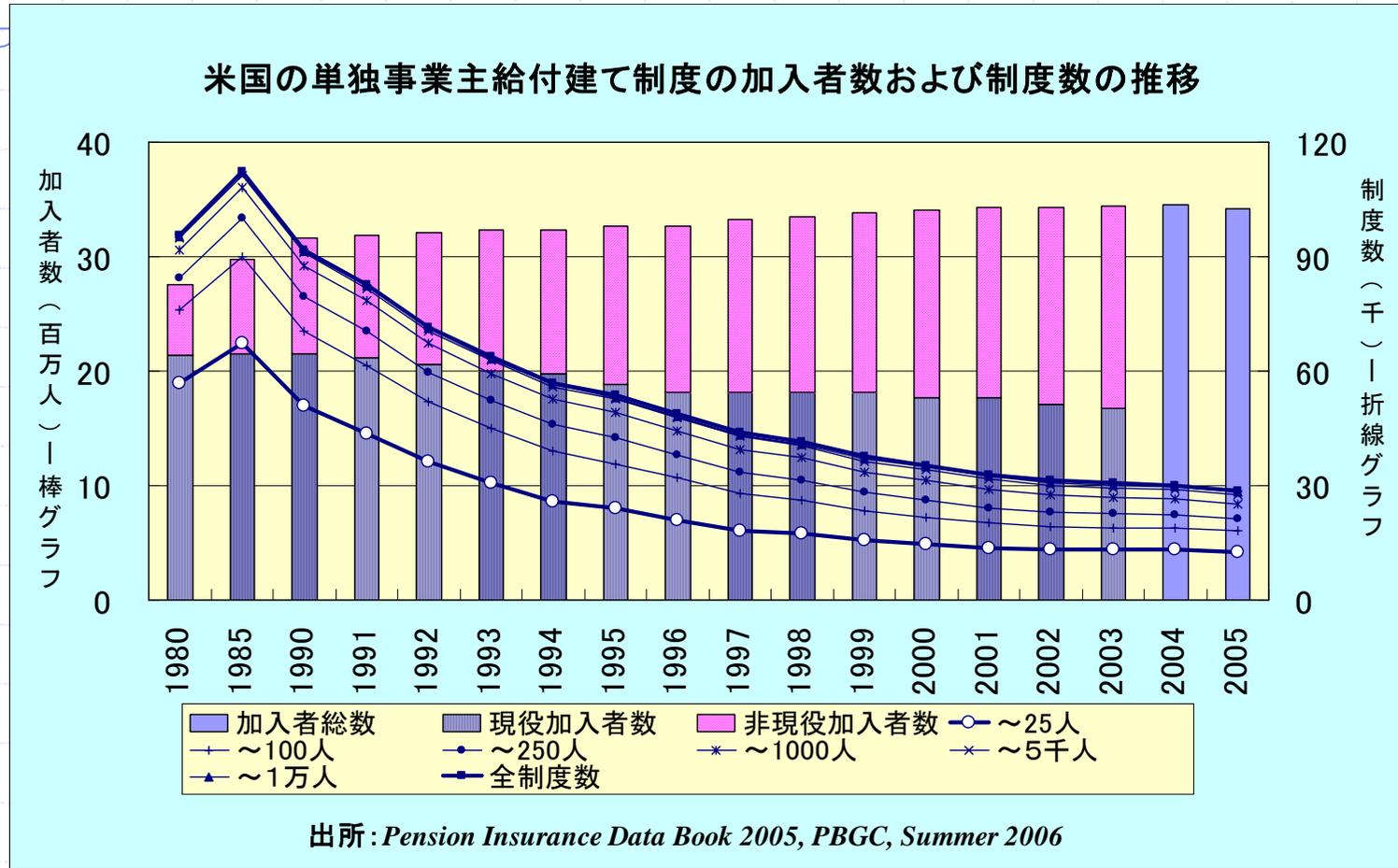
注)本資料中の意見にかかわる部分は筆者個人のものであり、筆者が関係する団体等とは無関係です。また、内容には最善を尽くしていますが、有り得べき誤りは、筆者個人に帰属します。

# I. 米国の給付建て制度の概況

## 要旨

- 単独事業主制度は1985年時点で11万2千存在したが、2005年時点で2万9千弱にまで減少。現役加入者の比率が、1985年の72%から2003年には48.5%まで落ち込んでいる。
- 凍結(freeze)を実施した制度が一定程度存在し、最近では、凍結した制度の外部委託(outsource)を引き受けるビジネスも出現している。
- 上記の動向に大きな影響を与えるものとして、会計基準が挙げられるが、FASBは昨年9月に、基準書第158号(FAS158)を公表し、退職後給付制度の会計基準を改正した。
- 会計基準の改正は、中間的なものと位置付けられており、今後、公正価値基準の一層の徹底が示された場合、上記動向に拍車がかかる可能性がある。

## 制度数・加入者数の推移(単独事業主制度)



- 制度数: 1985年時点で11万2千存在したが、2005年時点で2万9千弱にまで減少。この間、加入者数5,000名以上の制度は増加しているが、250名未満の制度の減少が著しい。
- 加入者数: 安定的に推移しているとはいうものの、2005年に若干の減少を記録した。現役加入者の比率が、1985年当時の72%から2003年には48.5%まで落ち込んでいる。

## 凍結(freeze)、外部委託(outsource)

- Verizon、IBM、Motorola、Sears、NCR、GM等の著名な企業の凍結が報じられているが、様式5500の情報によれば、2003年時点で「硬凍結(hard freeze)」を実施している企業は、給付建て制度の9.4%である。ただし、硬凍結は特に小規模制度に多いとされ、加入者ベースでは約2.5%が影響を受けている。

(“An Analysis of Frozen Defined Benefit Plans”, PBGC, December 21, 2005).

- DB制度を凍結する大企業の割合は、ここ2~3年で1~2%から約5%に増加した。(Plan Sponsor誌(電子版)2006年1月号)

### 【凍結(freeze)の定義】(上記PBGC(2005)を参考にした)

- 硬凍結(hard freeze): 将来の給付発生を停止し、勤務期間や昇給にかかわらず、現在の制度加入者に追加的な給付の発生を提供しない。
- 軟凍結(soft freeze): 以下のとおり、いくつかの方法があり、「部分凍結(partial freeze)」とも言う。
  - ①既加入者の給付発生は継続する一方、新規加入を認めない。「閉鎖(close)」とも言う。
  - ②既加入者の一部(年齢、勤務期間、職務分類、工場等によって区分)のみ給付発生を停止する。
  - ③勤務期間の伸長に伴う給付発生を停止するが、昇給による給付発生は認める。

 少なくとも、凍結は「合法的な制度変更」と認識されている、と考えられる。

## 凍結(freeze)、外部委託(outsource)

### 【凍結の理由】

以下のとおり様々な事情があり、必ずしも「凍結＝段階的制度終了」と考えられない場合もある。

- ① 制度提供事業主が財政的苦境に陥り、必要掛金を減額させるために一時的に凍結。
- ② 制度提供事業主が、従業員をDC制度またはハイブリッド制度の適用対象とすることを望み、かつ従来制度を終了または転換することを望まないために凍結。
- ③ 企業買収などの際に、合併した2社の年金制度を統合することが困難な場合に従来制度を凍結。
- ④ 2000年以降の運用環境の悪化と利率の低下に伴って積立状態が悪化した企業が、制度終了したいが個人年金を購入することができないために凍結。

### 【凍結DBの外部委託(outsource)】

「凍結された年金基金の取得構想、米国に侵入」(Pensions & Investments(2006年9月18日号))では、凍結されたDB(確定給付型)年金プランの資産と債務を取得し、基金の受認者義務を引き継ぎ、加入者に対する完全給付を実施していくことを提案する金融業者が登場したことを紹介している。



英国で広まった同ビジネスが、FAS158の公表(2006年9月29日)等により米国でも普及する可能性がある。

### 【参考:事業主(employer)の定義】

事業主として直接的に行動する者、または従業員給付制度に関して事業主の利益のための間接的に行動する者で、同様の立場で事業主のために行動する事業主の集団または協会を含む。(エリサ法第3条、一部略)

→雇用関係がなくても、制度提供者(sponsor)になり得る、と考えられる。

## FAS158\* (FAS87、88、106、132(R)の修正)の概要

### 年金会計における従来の3つの特徴

- ある種の事象の認識を遅延させる(遅延認識)
  - 国際会計基準において、数理計算上差異を即時認識する方法が、認められた。
- 純費用を報告する
  - 英国会計基準において、退職給付費用という純額でなく構成要素別の報告が規定されている。
- 債務と資産とを相殺する
  - 相殺計上に対する疑問(SEC等)

### FAS158の位置付け

#### FASB理事会(2005年11月10日)決定事項

- FAS87(年金会計)、FAS106(年金以外の退職後給付会計)の抜本的な見直しを、2段階に分けて実施する。
- 第1段階: 債務の測定や費用の計算方法に関してはこれまで通りとしつつも、制度の積立状態をどのようにオン・バランスするかについて検討し、2006年中に結論を得る。
- 第2段階: 透明性の改善と国際会計基準との収斂(convergence)を意図しており、測定、認識、報告といった他の総ての点をカバーする予定で、完了するまでには数年を要する見込み。

 FAS158

\* *Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans—an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132(R) September 2006*

## FAS158(FAS87、88、106、132(R)の修正)の概要

【FAS158の概要】「米国の新退職後給付会計基準とわが国への影響」今福愛志、みずほ年金レポート2006年11/12月号より

目的: 本基準書の目的は、単独事業主の確定退職後給付プランの積立余剰または積立不足の状況を資産または負債として認識することにより、事業主の貸借対照表に報告される金額に関する理解度と表現の忠実性を高めることにある。

- 公正価値で評価された制度資産と年金債務(PBO)および年金以外の退職後給付債務(ABO)との差額からなる積立状況を、負債または資産として、ただちに貸借対照表で認識する  
→旧基準における追加最小負債の会計処理は廃止
- 未認識過去勤務債務または未認識数理計算上の差異(および未認識会計基準変更時差異)は、「その他包括利益累計額」に加減して処理する(ただし、税控除後)
- 制度資産と債務は、決算日に測定される  
→旧基準における評価日を3カ月以内の適当な日とするルールを変更
- 「その他包括利益累計額」のうち、次年度に処理される償却見積額を追加情報として開示する

【基準改正の1つの効果】(前記 今福(2006)より)

- 従来基準では、積立不足解消のための多額の掛金は、遅延認識により、年金費用との差額が「前払い年金費用」として資産に計上される。結果として、掛金拠出後においても積立不足であったとしても「剰余」が計上されてしまう不具合があった。
- 新基準では、貸借対照表の資産または負債において積立状態を直ちに認識するため、前記の不具合は発生しない。ただし、損益計算書においては遅延認識を認めているため、そのギャップを資本勘定(その他包括利益累計額)にて調整している。
- 結果として、資本勘定に計上する額は、追加拠出によって解消できない。従来、ABOに対する積立不足が発生しないように掛金を拠出してきた企業にとって、このような対応ができなくなる。

➡ 第2段階では、公正価値にもとづく測定、認識、報告が徹底されることが予想される。

## Ⅱ. 年金制度のガバナンス

### 要旨

- 米国の企業年金における機能として、設定機能と管理運営機能は区別することが適当である。いわゆる受託者責任は、管理運営機能を所管する受託者(fiduciary)の義務である。
- 日本のDB制度における行為準則は設定機能にも及ぶが、一方で、労使合意にもとづく運営が課されていることが特徴的である。

### 論点

- ✚ 日本の法律構成から見た場合、ガバナンス構造は整理されていると考えられる。
- ✚ 事業主の行為準則(DB法第69条)の対象は規約型制度の実施事業所の事業主に限定されること、等の入念的修整が必要かもしれない。

# 主な機能と行為者(エリサ法制度とDB制度との比較)

		エリサ法の 確定給付制度	確定給付企業年金法の制度		
			基金型	規約型	
制度設定機能	権限行為	制度設立	制度提供者 <sup>(注2)</sup> (plan sponsor)	事業主 労働組合等 <sup>(注3)</sup>	事業主 労働組合等 <sup>(注3)</sup>
		制度変更(規約の変更)	制度提供者 <sup>(注2)</sup>	基金 <sup>(注4)</sup> 代議員会	事業主 労働組合等 <sup>(注3)</sup>
		終了・解散 <sup>(注1)</sup>	制度提供者 <sup>(注2)</sup>	基金 <sup>(注4)</sup> 代議員会	事業主 労働組合等 <sup>(注3)</sup>
	掛金の拠出(積立水準の確保)	制度提供者 <sup>(注2)</sup>	事業主(基金) <sup>(注5)</sup>	事業主	
制度管理運営機能	義務行為	給付(受給権の裁定)	受認者 (fiduciary)	基金 <sup>(注4)</sup>	事業主
		積立金の管理・運用	受認者	基金 <sup>(注4)</sup> 基金資産運用契約の相手方 <sup>(注6)</sup>	事業主 資産管理運用機関 <sup>(注7)</sup>

(注1) ここでは任意終了、任意解散を想定。

(注2) 雇用者または(および)労働組合等の従業員組織。

(注3) 被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合または労働組合がない場合、その過半数の者。等

(注4) 企業年金基金は、法人格をもつ社団。実際の行為者は理事。

(注5) 積立水準の確保は、基金型の場合は基金の義務だが、基金の義務の履行を経て規約変更にもとづく掛金を拠出する義務は事業主にある。

(注6) 基金と資産運用契約を結んだ信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会および投資顧問業者、ならびに自家運用における金融機関・証券会社等

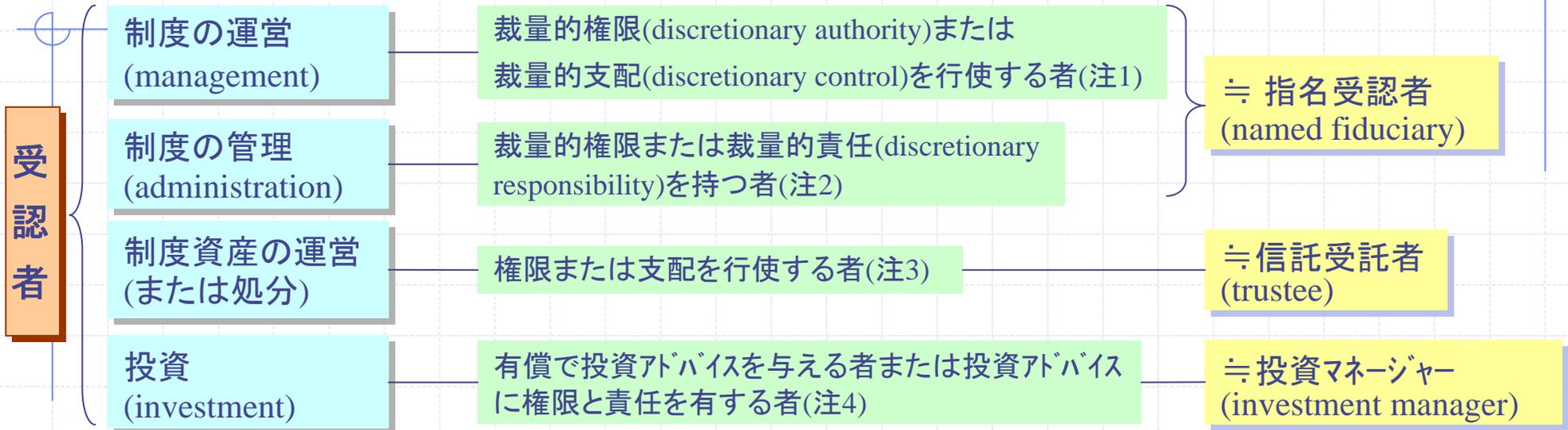
(注7) 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会および投資顧問業者

# エリサ法における行為者と義務

機能	行為者	義務
制度設立	制度提供者	法令遵守
制度変更	制度提供者	法令遵守
終了	制度提供者	法令遵守
拠出	制度提供者	法令遵守、制度規定遵守
給付	受認者	受認者義務 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 忠実義務</li> <li>— 慎重人原則</li> <li>— 法令・制度規定遵守義務</li> </ul>
資産管理・運用	受認者	受認者義務 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 忠実義務</li> <li>— 慎重人原則</li> <li>— 分散投資義務</li> <li>— 法令・制度規定遵守義務</li> <li>— 禁止行為(取引)回避義務</li> </ul>

(※) 法令遵守: エリサ法および同規則、内国歳入法(税法)および同規則の遵守。

# エリサ法の受認者(fiduciary)の定義(§3(21)(A))



### 【受認者の職務構成(役割分担)】

制度の運営・管理(担当: 指名受認者)

制度資産の運営・管理

(担当: 信託受託者)

投資

(担当: 信託受託者および投資マネージャー)

○ 「制度の運営・管理」では「裁量的」機能が必要だが、「資産の運営」では制度資産を「支配」するだけでよく、「投資」では制度資産の「支配」すら必要とされず、「有償の投資アドバイス」を与えるだけの者も受認者となる。

○ 「制度の運営・管理」には必要とされる「裁量的」という言葉が、「資産の運営」では欠落していることについて判例は、「(エリサ法が淵源とした) 信託法上、他人の資産を管理・運営すること自体が裁量的行為である」ため、「資産の運営」では「裁量的」という言葉が欠落しているという。

(注1) §3(21)(A)(i)前段

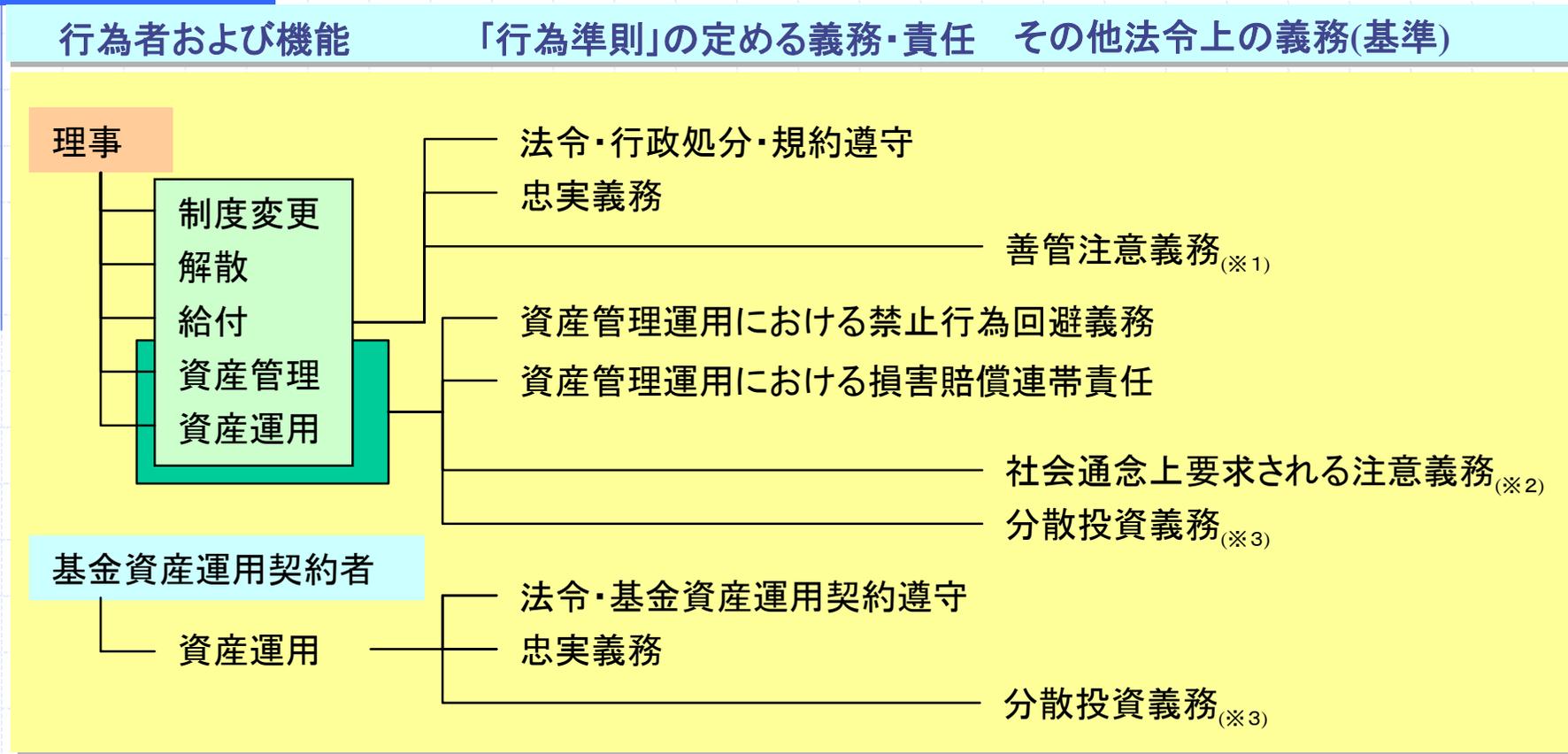
(注2) §3(21)(A)(iii)

(注3) §3(21)(A)(i)後段

(注4) §3(21)(A)(ii)

# 確定給付企業年金法の「行為準則」その他が定める義務

### 基金型



(※1) 民法 § 644の類推適用、通知

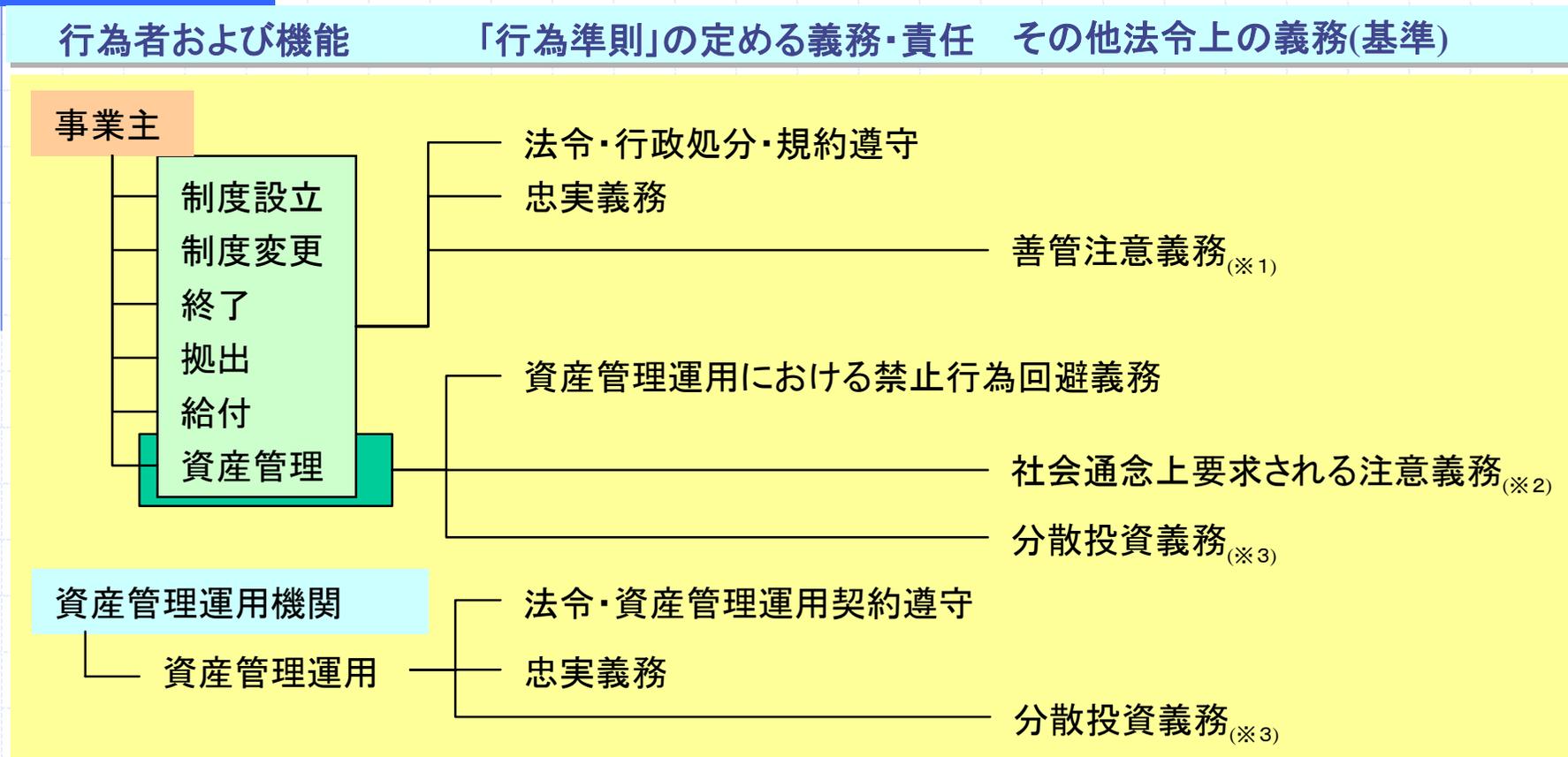
(※2) 通知

(※3) 施行令 § 46、通知

注) 通知: 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(年発第0329009号、平成14年3月29日)

## 確定給付企業年金法の「行為準則」その他が定める義務

### 規約型



(※1) 民法 § 644の類推適用、通知

(※2) 通知

(※3) 施行令 § 46、通知

注) 通知: 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(年発第0329009号、平成14年3月29日)

# 本節のまとめとDB法への示唆



- 年金制度における受託者義務(受託者責任)の範囲は制度の管理運営部分に限る。
- 制度の設定機能(設立・設計・変更・終了)は制度提供者(スポンサー)の権限行為となる。



- 企業年金基金の行為は制度設定機能にもおよび、米国との比較において広範である。
- 制度設定機能に関しては「労使合意」が求められており、行為の担保となっている。

- ✦ 日本の法律構成から見た場合、ガバナンス構造は整理されていると考えられる。
- ✦ 以下の点に関しては、対応が必要かもしれない。
  - 事業主の行為準則(DB法第69条)の対象は、規約型制度の実施事業所の事業主に限定されること
  - 「加入者等」は、遺族年金受給者を含む概念とした方が良い場合があるか？

## Ⅲ. 制度運営(財政運営)

### 要旨

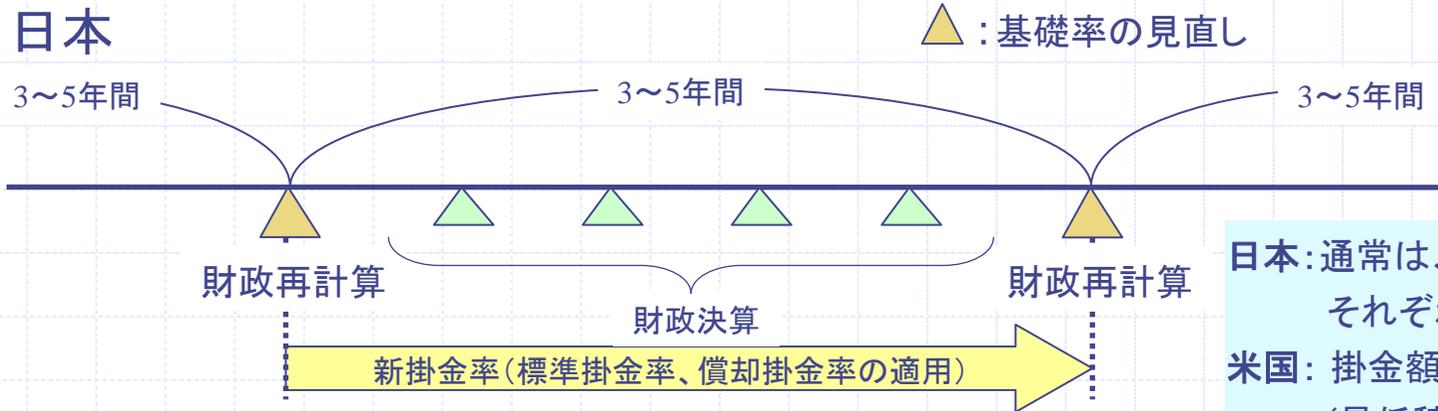
- 2006年年金保護法は、従来の複雑な積立基準を簡素化し、財政方式(伝統的単位積立方式に一本化)、基礎率(利率は社債イールドカーブを基準としたセグメント率等)等における裁量の余地を狭め、公正価値基準への傾斜を強めた。
- 積立水準が低い制度に対して、「危機状態(At Risk)」を規定し、積立基準を強化するとともに、設定機能にも様々な制約を課した。
- 積立目標の150%(単独事業主の場合)までの掛金拠出を認めた。

### 論点

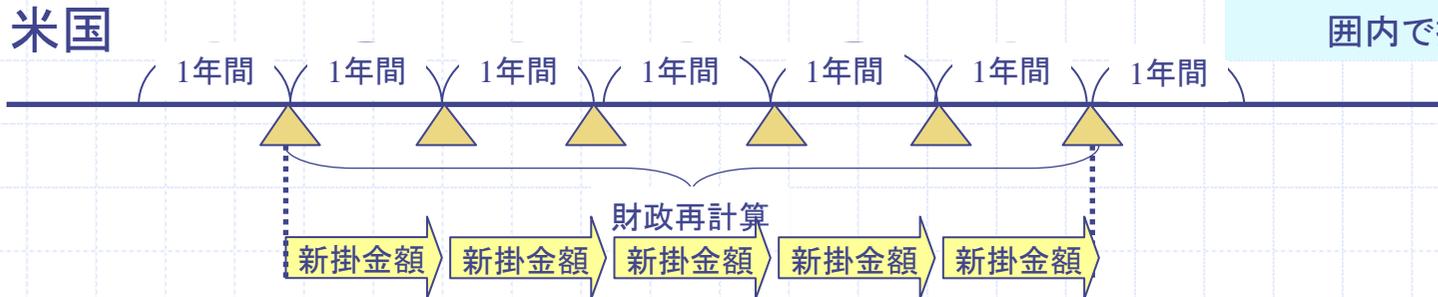
- ✚ 米国の基準改正は、日本にとって取捨選択が必要と考えられる。
- ✚ 積立目標を上回る積立を認めることは、企業年金に「資本」確保の選択肢を認めることとも考えられ、有効な策である。

## 日米の掛金の設定・拠出の違い

### 掛金の設定



日本: 通常は、標準掛金、補足掛金等、それぞれの掛金率を設定、拠出。  
 米国: 掛金額の上限(税法限度)・下限(最低積立基準)を設定し、その範囲内で掛金額を拠出。



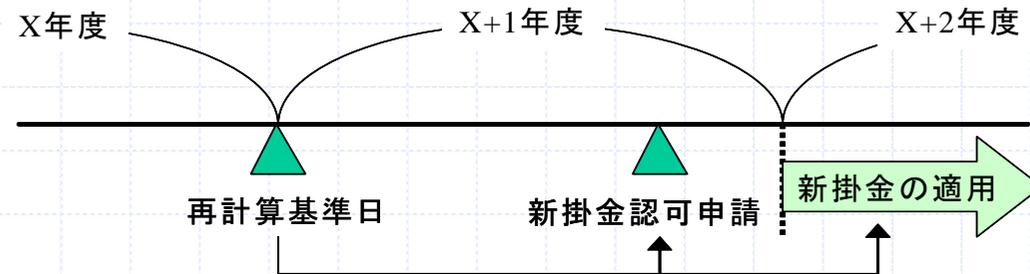
「企業会計とアクチュアリーの間わり - 米国コンサルティング・アクチュアリーの活躍を参考に」、  
 タワーズペリン 関根賢二、平成16年度日本アクチュアリー会年次大会パネルディスカッション資料より

## 日米の掛金の設定・拠出の違い

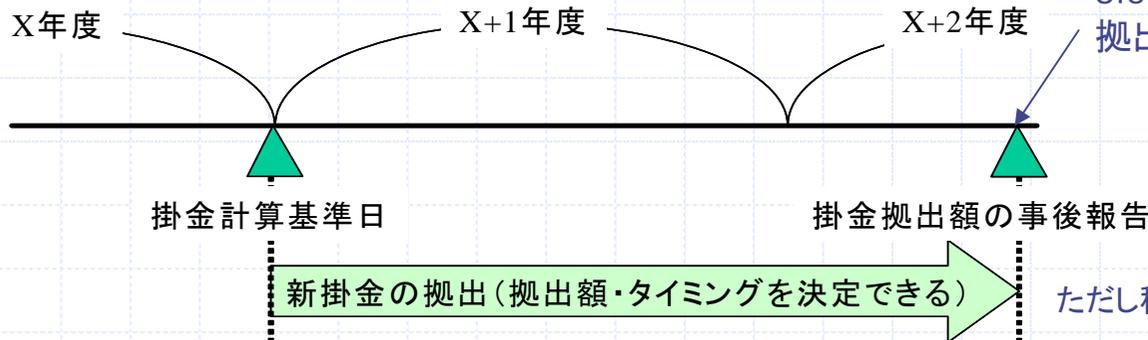
### 掛金拠出のタイミング

日本：通常、X年度末の積立状況などに基づいた掛金率をX+2年度から適用。新掛金率は事前認可が必要。  
 米国：X年度末の積立状況などに基づいた掛金額をX+1年度から適用。掛金額は事後的に報告。

日本の場合



米国の場合



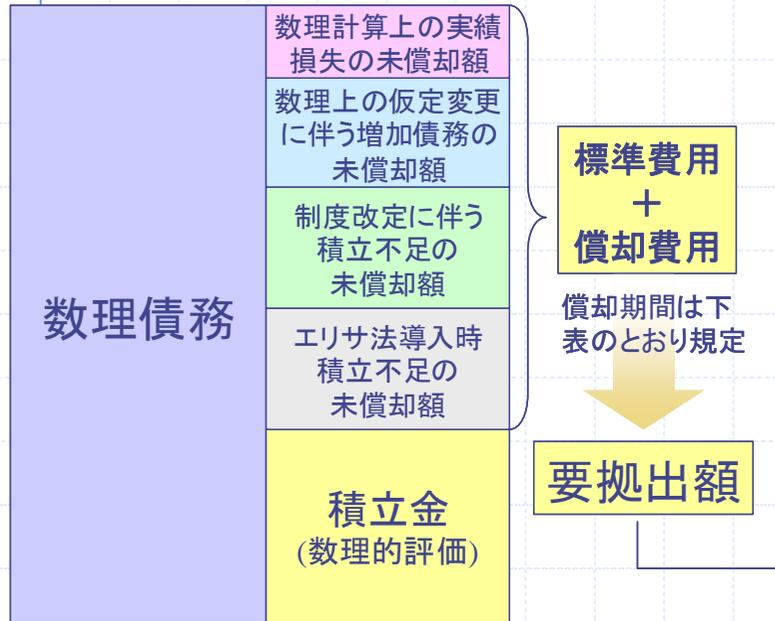
8.5ヶ月経過時点が  
拠出の期限

企業の決算期末の会計基準ベース  
の積立状況を見ながら拠出可能

ただし積立不足の場合、四半期毎の拠出が求められる。

## 2006年年金保護法以前の掛金設定

### 最低積立基準(継続基準)



### 最低積立基準勘定のイメージ

費用勘定	収益勘定
標準費用	拠出したと見做される掛金
各種償却費用 エリサ法適用時の積立不足 制度改訂による増加債務 実績損失	
過去に免除された掛金の償却費用	
代替的積立基準からの復帰による増加債務の償却費用	
完全積立限度の廃止による追加債務の償却費用	(当年度に免除された掛金)
利息(繰越が累積拠出不足の場合)	利息(繰越がクレジットの場合)
拠出超過 →累積拠出不足の減額またはクレジットの加算	拠出不足 →クレジットの取崩または累積拠出不足の加算
合計	合計

### 発生要因別過不足額の償却期間

	単独事業主制度	多数事業主制度	
		1980年以降	1980年以前
<b>I. 基準適用時の不足</b>			
エリサ以前の制度	40年	40年	
エリサ以降の制度	30年	30年	40年
<b>II. 制度改訂に伴う過不足</b>			
	30年	30年	40年
<b>III. 数理上損益</b>			
実績損益	5年	15年	
仮定の変更	10年	30年	

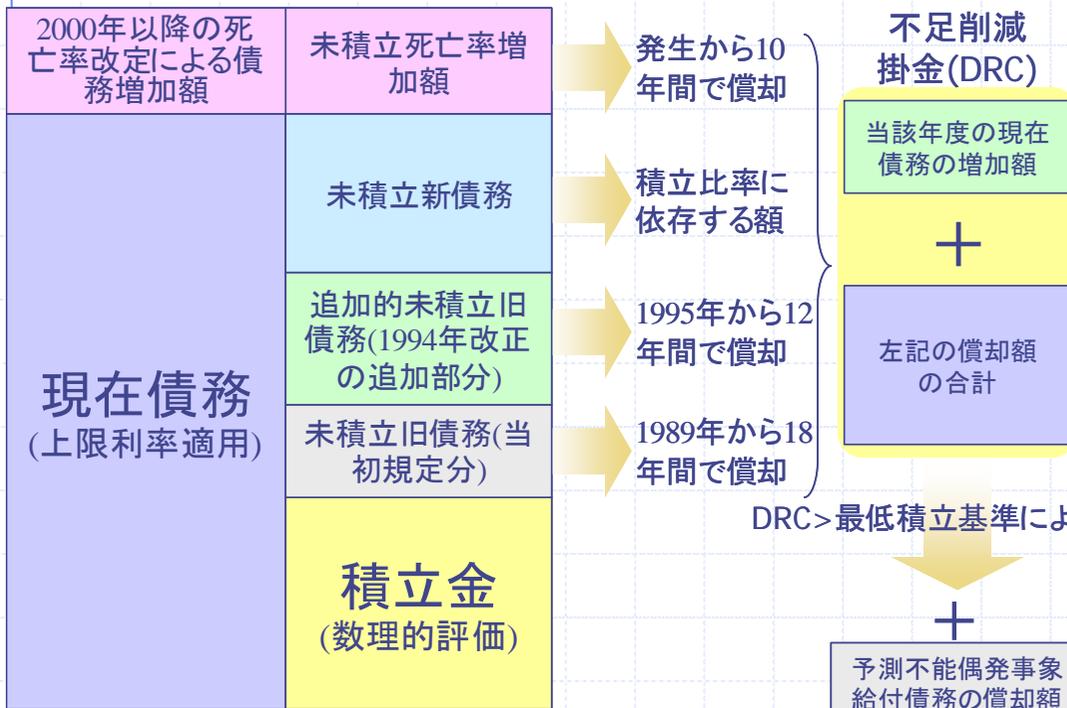
- ①積立基準勘定で累積拠出不足(累積の収支残高がマイナス)にならない額が下限
- ②累積拠出不足は事業主に対する優先債権となる

## 2006年年金保護法以前の掛金設定

現在債務に対する積立率が90%未満の場合に適用。ただし、以下の場合には適用されない。

- 現在債務に対する積立率が80%以上、かつ
- 過去3年のうち連続する2年の積立比率が90%以上

### 追加的積立要件(非継続基準)



DRC > 最低積立基準による掛金

予測不能偶発事象  
給付債務の償却額

**要拠出額**

- ①「DRC > 最低積立基準による掛金」の場合、「追加的積立要件」にもとづく掛金が下限
- ②税法上の損金算入額が上限
- ③繰越のクレジット(累積の収支残高がプラス)がある場合、取崩せば掛金を拠出したと見做される

## 2006年年金保護法までのブッシュ政権の対応

### Job Creation and Worker Assistance Act of 2002

- 2002年および2003年について、現在債務の計算における割引率の許容範囲を、30年債利回りの(4年)加重平均の90-120%(変更前:90-105%)に一時的に拡大
- 同じくPBGCの変動保険料の計算に使用する割引率を、30年債利回りの100%(変更前:85%)に一時的に引上げ

### Pension Funding Equity Act of 2004

- 2004年および2005年について、現在債務の計算における割引率は優良長期社債の複合インデックスにもとづく利率に変更
- 同じくPBGCの変動保険料の計算に使用する割引率を、優良長期社債の85%に変更
- 航空会社、鉄鋼業者等に不足削減掛金の一部適用免除

積立規律を緩和(応急対応)するとともに、抜本的対応を検討

2005年1月:ブッシュ政権の改革案公表

2005年11月:上院案可決  
同12月:下院案可決

2006年7~8月:両院協議会にて調整後再可決

2006年8月17日:  
大統領署名